

より一定日にこの移轉の仕事に従つた。然るに会社は整版部從業員を手傳へ夫として使役しておきながら、一文の手当も支給せず、且つ普通の日給を以て同期間の廻送日給にあてんとした。この故に整版部員一同は、社の幹部、植亨課長山田高次郎、副課長木島勝三郎、文擇長柴田市太郎等を通じて强硬に会社に移轉慰労手当を支給する事を交渉した。然るに会社側は手当支給をよそよりも、此の際給料の幾分の値上げを施行する事が從業員詔左に有利であらうかと、云ふので会社は値上げを聲明して慰労手当支給を以て從業員の不平を一掃せんとした。

その後數日を経て即ち八月十日の午後に到つて会社は突然に辞書令を発表した。その辞書令によれば日最高三十錢、最低五錢と云ふ頗る不公平な上げ方であるに、同は大奮然とし、慰労の意味

を兼ねたる昇給ならず、平均でなければならず、この不公平な値上げの平均は、約一割に足らず、最近市場の貨銀率は非常にも騰貴し会社は当然値上げをしなければならぬ。既に當り其の値上げに對して移轉慰労の意味を加へるといひ、隨効且つ狡猾なる会社の手段に整版部員一同が憤慨し、六月十日の退け時間を待つて工場内に於て今日会社側の提出した辞書令全部をとりまとめて明日返却する事、而して更にこの際貨銀値上の要求をなす事に決議した。同夜交渉委員にあわれに有りが組合員は廣東印刷労働組合の本部を訪ね（清水、戸食市川、丸、原）李部常任委員、春日在次郎・君に今回の問題に關して、その經過を詳細に説明し、要文書の作成及び要文書提出につきの注意を聞いた。（以上、先づ支部長清永松郎君の筆記日記より）

#### 四) 要求條件及びその回答